

全群馬教職員組合規約

第1章 総 則

- 第1条、 この組合は全群馬教職員組合（略称 全群教）という。
- 第2条、 この組合は群馬県内の公立学校に勤務する教職員で組織する。
- 第3条、 この組合を法人とする。
- 第4条、 この組合の本部を群馬県前橋市大渡町一丁目10番地7におく。
- 第5条、 この組合の組合員はいかなる場合においても人種・宗教・思想・信条・性別・門地または身分によって差別されない。
- 第6条、 この組合は教職員の強固な団結によって、教職員の経済的社会的ならびに政治的地位の向上をはかるとともに、教育および学術研究の民主化を実現し、民主国家の建設を目的とする。
- 第7条、 この組合は前条の目的を達成するため、つぎの各号に掲げる事業を行う。
- ①、組合員の待遇ならびに労働条件の維持改善に関すること。
 - ②、民主教育確立に関すること。
 - ③、組合員の文化・教養に関すること。
 - ④、組合員の福利厚生・娯楽に関すること。
 - ⑤、教育行政、学校運営および学術研究の民主化に関すること。
 - ⑥、教育関係事項の研究調査に関すること。
 - ⑦、他の諸団体との提携協力ならびに教育機関との連絡に関すること。
 - ⑧、前各号のほか、この組合の目的を達成するために必要なこと。

第2章 組合員

- 第8条、 この組合の組合員は原則として群馬県内の公立の幼稚園・小学校・中学校・盲学校・ろう学校・養護学校に勤務する教職員とする。
- 2、 組合運動のため退職をよぎなくされた者（教育公務員特例法第21条の4第2項に規定された者に限る。）および1990年4月1日以降において離籍専従役員になった者は組合員の資格を保有することができる。
- 第9条、 この組合の組合員となる資格は組合に加入し、または特に委員会が組合員に認定したときより生じ、組合を脱退あるいは除名された場合、および前条の教職員の職をはなれたときからその資格を失う。
- 第10条、 この組合の組合員は、この規約の定めるところに従い、つぎの各号に掲げる権利・義務がある。
- ①、平等の利益及び取り扱いをうけること。
 - ②、組合のすべての問題に意見を述べ、また組合の会議に出席し、その決議に参加すること。
 - ③、役員を選挙し、役員に選挙され、または役員を解任すること。
 - ④、正当な手続きを経ないで除名および権利停止をうけないこと。
 - ⑤、組合の規約を厳守し、組合の決定に従い、組合の活動に協力すること。
 - ⑥、組合費その他の負担金を納入すること。
- 2、 育児休業及び病気休職期間中等の無給の者については、その間前項各号に掲げる権利を保障し、義務を免除する。

第3章 組織

第11条、 この組合に支部を置き、各学校に分会を置く。支部の構成・運営に関しては本規約に準じて、支部毎に規約を定める。

第12条、 この組合につきの各号に掲げる専門部を置くことができる。

- ①、事務職員部
- ②、養護教員部
- ③、栄養職員部
- ④、女性部
- ⑤、青年部
- ⑥、障害児学校・学級部
- ⑦、幼稚園部
- ⑧、臨時教職員部

2、 この組織機構等に変更があり、新しい専門部の必要が認められる場合は規約第21条第⑥号に定める。

第4章 機関

第13条、 この組合につきの機関を置く。

- ①、大会
- ②、委員会
- ③、執行委員会

第14条、 この組合の会議は、その会議の構成員の3分の2以上の出席で成立し、その議事は多数決とする。

2、 重要な議事について事前に構成員の3分の1以上の要求があれば過半数決とする。

第15条、 この組合の会議はすべて執行委員長が招集し、その議長はその都度構成員より選出する。

第16条、 大会、委員会の招集は議案をそえて、大会は開催の3週間前、委員会は2週間前までに各支部に通達しなければならない。

第17条、 大会はこの組合の最高決議機関であって代議員および役員で構成し、毎年原則として6月に開く。

2、 臨時大会は委員会が必要と認めたとき、または3分の1以上の支部の要求があったとき開催する。

第18条、 代議員は支部を構成する全組合員よりつぎの割合で選出する。

組合員10名までは1名。10名を超えたときは超過10名毎に1名を加える。端数6名以上のときは1名を加える。

2、 前条の基礎となる支部毎の組合員数は、大会開催月の前々月末における組合費納入人員とする。

3、 大会開催月の前々月末までに納入すべき組合費が大会開催日5日前までに完納されない場合は大会の構成員になれない。

4、 執行委員会の承認によって、専門部の代表を特別代議員とすることができる。特別代議員は発言権を有するが議決権は持たない。

第19条、 大会はつぎの各号に掲げる事項を決める。

- ①、組合の解散に関する事。
- ②、規約の決定ならびに変更に関する事。
- ③、綱領・行動綱領・宣言および運動方針の決定ならびに変更に関する事。
- ④、予算の決定ならびに決算に関する事。
- ⑤、支部の設置に関する事。
- ⑥、他団体への加入・脱退に関する事。
- ⑦、懲罰ならびに救援に関する事。
- ⑧、非常事態の認定および闘争基金に関する事。
- ⑨、その他、この組合の目的達成に必要な事項。

2、 前号第①号第②号第⑥号は全組合員の直接無記名投票による全員の過半数により決定されなければならない。

第20条、 委員会は大大会につぐ決議機関であって、委員で構成し、原則として年1回、定例会議を開催する。

2、 臨時委員会は執行委員会が必要と認めたとき、または3分の1以上の支部の要求があったとき開催する。

3、 第1項の委員は支部毎に、つぎの割合で選出する。
組合員20名までは1名。20名を超えたときは超過20名毎に1名を加える。端数11名以上の場合は更に1名を加える。

4、 前項の基礎となる支部毎の組合員数は、委員会開催月の前月末の組合費納入人員とする。

5、 委員会開催月の前月末までに納入すべき組合費が委員会開催日5日前までに完納されていない場合は委員会の構成員になれない。

第21条、 委員会は大大会につぎの各号に掲げる事項を決める。

- ①、大会より委嘱された事項に関する事。
- ②、追加・更正および暫定予算の決定に関する事。
- ③、闘争体制に関する事。
- ④、規定・細則・部則の決定、変更および規約の疑義の解釈に関する事。
- ⑤、必要な専門委員会の設置ならびに委員の任命に関する事。
- ⑥、第12条による専門部の設置と部長の承認に関する事。
- ⑦、本部執行委員の辞任の承認および本部執行委員の補欠選挙の執行に関する事。
- ⑧、支部組織の変更に関する事。
- ⑨、組合員の認定に関する事。
- ⑩、慰籍に関する事。
- ⑪、執行委員会の緊急処理事項の承認に関する事。
- ⑫、全国組織への中央委員・大会代議員の選出に関する事。
- ⑬、第19条の諸事項で緊急止むを得ないものの決定に関する事。ただし、この場合は必ず次期大会の承認を要する。
- ⑭、その他、この組合の目的達成に必要な事項。

第22条、 執行委員会は、特別執行委員、会計監査委員を除く役員で構成し、構成員の過半数の出席によって成立する。原則として週1回、定例会議を開催する。

2、 臨時執行委員会は執行委員長が必要と認めたとき、または3分の1以上の執行委員の要求があったとき開催する。

3、 執行委員会には、専門部活動の充実と発展をはかるため専門部部長を出席させることができる。

4、 執行委員会の運営に必要な規程は別に定める。

- 第23条、 執行委員会はずぎの各号に掲げる権能をもつ。
- ①、組合の決議機関から与えられた事項の執行に関すること。
 - ②、大会ならびに委員会に提出する議案に関すること。
 - ③、組合の業務の執行および緊急事項の処理に関すること。
 - ④、この組合の業務執行上必要な諸会議開催に関すること。
 - ⑤、規約・規程にもとづく細則に関すること。
- 2、 前項第③号、第⑤号については大会または委員会の承認を要する。
- 第24条、 この組合の業務を処理するため、執行委員会のもとに書記局をおく。
- 2、 書記局は専従の役員および書記によって構成し、書記長が統括する。
 - 3、 書記局の運営に必要な規程は別に定める。
- 第25条、 執行委員長は、闘争方針の具体化と意思統一、闘争の交流・調整のために執行委員会が必要と認めたととき、支部代表者会議を招集することができる。
- 2、 支部代表者会議は、各支部および専門部の代表者によって構成する。

第5章 役員

- 第26条、 この組合につきの役員を置く。
- ①、執行委員長 1名
 - ②、副執行委員長 若干名
 - ③、書記長 1名
 - ④、書記次長 1名
 - ⑤、執行委員 若干名（文化・情宣・組織・法制・賃金調査・福利厚生・財政）
 - ⑥、会計監査委員 4名
- 2、 執行委員会が必要と認められた場合、大会または委員会の承認を得て、特別執行委員を置くことができる。
- 3、 第1項第②号および第⑤号の役員の定数については、大会または委員会で定める。
- 第27条、 この組合の役員は全組合員の直接無記名投票による投票数の過半数決により、2月に選出される。
- 2、 役員は委員および代議員を兼ねることができない。
- 第28条、 この組合の役員の任期は1年とし、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。
- 2、 役員に欠員ができたときはただちに補選をする。欠員の補充で就任した者の任期は前任者の残りの期間とする。
 - 3、 前任者は後任者の決まるまで業務を行ふ。
- 第29条、 この組合の役員および全国組織役員候補者の選挙事務は第21条第⑤号による選挙管理委員会が行う。
- 2、 前項に關しての必要な選挙規程は別に定める。
- 第30条、 執行委員長はこの組合を代表し、組合業務執行の責任者となる。
- 2、 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときはその代理をする。
 - 3、 書記長は正副執行委員長を補佐し、組合業務を処理する。
 - 4、 書記次長は書記長を補佐し書記長に事故あるときは、その代理をする。
 - 5、 執行委員は、書記局業務を分担する。

第6章 会計

- 第31条、 この組合の経費は組合費と委員会で承認を得た臨時に徴収する費用および寄付金・事業収益金等で、これをまかなう。
- 2、 この組合の会計に關して必要な規程は別に定める。

- 第32条、 組合費の金額は大会で議決する。
2、 前項の組合費は支部毎に一括して、毎月末までに本部に納入する。
- 第33条、 会計監査ならびにその報告は第21条第⑤号による会計監査委員会が行う。
2、 会計監査に関して必要な規定は別に定める。
- 第34条、 この組合の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第35条、 会計帳簿は組合員の要求により随時公開しなければならない。

第7章 加入・脱退・統制・救援

- 第36条、 この組合に加入し、またはこの組合から脱退しようとする者は書面により支部を通じて執行委員長に届出なければならない。
2、 組合員としての資格は執行委員長が前項の届出を受理し、組合員名簿に登録されたときから始まり、削除されたときに終わる。
- 第37条、 役員および組合員がつぎの各号に掲げる事項に該当するときは、これを懲罰することができる。
①、理由なくその業務を果たさなかったとき。
②、この組合の統制を乱したり、名誉を損なったとき。
2、 前項の各号に掲げる事実があるときは、その情状によりつぎの各号に掲げる罰則を適用する。
①、謝罪
②、組合役員の罷免
③、一定期間、組合員としての権利停止
④、除名
3、 罰則の適用およびこれに伴う復権は大会できめる。
4、 懲罰に関して必要な規定は別に定める。
- 第38条、 この組合の運動のために損害ならびに不利益をこうむった役員および組合員にたいしては大会あるいは委員会の議決を経て、救援・補償・慰籍ならびに法廷・審査請求費用の支払いをすることができる。これについての必要な規定は別に定める。

第8章 附 則

- 第39条、 この規則にもとづく運営に必要な諸規程は別に定める。
- 第40条、 この規約は1989年11月12日から効力を生ずる。
1994年 6月11日一部改正。
2001年 6月 9日一部改正。
2002年 6月 8日一部改正。
2013年 7月17日一部改正。

上記は、原本に相違ないことを証明します。

2022年4月4日
群馬県前橋市大渡町一丁目10番地7
全群馬教職員組合
執行委員長 田中 光則